越谷市告示第　６８　号

越谷市公契約条例（平成２８年条例第５１号）第６条第１項の規定により平成３１年度労働報酬下限額を定めたので、同条第４項の規定により、別紙のとおり告示する。

平成３１年　３月１２日

越谷市長　高　橋　　努

別紙

1　工事の請負の契約（越谷市公契約条例第６条第１項第１号に規定する対象請負契約）に係る労働報酬下限額

〔単位:円(１時間当たり)〕

No.	職　　種	労働報酬下限額	No.	職　　種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,577	27	普通船員	2,588
2	普通作業員	2,273	28	潜水士	4,422
3	軽作業員	1,643	29	潜水連絡員	3,139
4	造園工	2,284	30	潜水送気員	3,139
5	法面工	2,869	31	山林砂防工	3,027
6	とび工	2,970	32	軌道工	5,153
7	石工	3,027	33	型わく工	2,880
8	ブロック工	2,847	34	大工	2,847
9	電工	2,610	35	左官	2,982
10	鉄筋工	3,004	36	配管工	2,464
11	鉄骨工	2,790	37	はつり工	2,790
12	塗装工	2,970	38	防水工	3,207
13	溶接工	3,150	39	板金工	3,083
14	運転手（特殊）	2,723	40	タイル工	2,564
15	運転手（一般）	2,374	41	サッシ工	2,824
16	潜かん工	3,342	42	屋根ふき工	2,651
17	潜かん世話役	3,949	43	内装工	3,105
18	さく岩工	3,330	44	ガラス工	2,768
19	トンネル特殊工	3,330	45	建具工	2,726
20	トンネル作業員	2,700	46	ダクト工	2,509
21	トンネル世話役	3,634	47	保温工	2,543
22	橋りょう特殊工	3,432	48	建築ブロック工	2,645
23	橋りょう塗装工	3,465	49	設備機械工	2,588
24	橋りょう世話役	3,780	50	交通誘導警備員Ａ	1,609
25	土木一般世話役	2,633	51	交通誘導警備員Ｂ	1,418
26	高級船員	3,274			

※　受注者又は受注関係者との合意の下で見習い、手元等として従事する労働者等又は年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、１，３１４円とする。

2　業務の委託に関する契約及び指定管理協定（越谷市公契約条例第６条第１項第２号に規定する対象委託契約）に係る労働報酬下限額

９６０円（１時間当たり）